

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 7 回議事録

令和 5 年（2 0 2 3 年）9 月 1 4 日開催

第357回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）9月14日（木） 午前10時30分から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、堀川 泰注、小松野 太樹、齊藤 力、
南本 健成、福井 春菜

（欠席委員）神田 美希、松浦ゆかり、皆川 朋子

（水産振興課）課長補佐 石動谷 篤嗣、主幹 木村 武志、主幹 菅野 隆一朗
参事 齊藤 裕勝

（事務局）事務局長 鮫島 守、主幹 岡田 丘、主幹 中根 基行、
参事 郡司掛 博昭、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案 第15次漁業権切替に係る熊本県内水面漁場計画について
（答申）

第2号議案 熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について（照会）

第3号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

報告

（1）中央省庁への令和6年度提案項目の検討について

3 閉 会

事務局	第３５７回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は１０名中７名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第５条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第３５７回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を１部、漁業関係法令集を１部、令和６年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目・意見についてと書かれた資料を１部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしくお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。２週にわたって御参加いただきありがとうございます。 ただ今から第３５７回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきましては、本日は南本委員と小松野委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第１４５条第４項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。 第１号議案、第１５次漁業権切替に係る熊本県内水面漁場計画について、でございます。 令和５年９月６日付け水振第３１０号で知事から諮問がございまして、先ほど、漁業法第６４条第５項に基づく公聴会を開催しました。公述人はいらっしゃいませんでしたが、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたらお願いします。
議長	ありませんか。
議長	漁場計画について、水産振興課から改めて説明することはございますか。

水産振興課	追加の説明はございません。
議長	漁場計画について他にありませんか。
福井委員	1点だけよろしいでしょうか。
議長	はい、福井委員。
福井委員	漁場計画というよりも、前提とするところについて教えていただきたいのですけれども、利用が見込めない増殖を行えないということを理由に計画案で一部の魚種を削除されていると思うのですが、利用が見込めないのは採捕者の減少でこちらがほとんどだと想像しています。増殖を行えないというのは放流用の種苗の入手が困難といったことだと思うのですが、そちらに該当するようなものはあったのでしょうか。
水産振興課	水産振興課でございます。ただいまの質問についてお答えいたします。 利用が見込めないというのは、おっしゃる通りでして、高齢化などで採捕者がいらっしゃらないということ、増殖を行えないということもおっしゃる通りでして、稚魚が入手できないという状況です。削除した魚種については、ほとんどが両方の理由が合わさったものになっておりました。以上です。
議長	他にございませんか。
議長	それではお諮りします。第1号議案「第15次漁業権切替に係る熊本県内水面漁場計画について」は、『意見なし』と答申してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは第1号議案については、「意見なし」と、答申いたします。
議長	次に、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説

委員	明したいとの申し出がっておりますので、第２号議案と第３号議案を一括しての説明としてよろしいでしょうか。
議長	はい。
水産振興課	それでは、水産振興課から説明をお願いします。 水産振興課です。 第２号議案及び第３号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめてご説明をさせていただきます。その後、議案毎に御審議頂きたいと思っております。うなぎ稚魚漁業につきましては今年度より初めて許可制度へ移行する事柄であるため、これまでの経緯から説明させていただきます。少しお時間を頂く形となりますが、ご了承頂きたいと思っております。 まず、うなぎの稚魚、いわゆる「シラスウナギ」の採捕を取り巻く状況について、概要をご説明します。 法令集の黄色の付箋のページをご覧ください。熊本県漁業調整規則において、採捕可能な魚介類の大きさや期間等を制限していますが、試験研究等の場合は、規則第５３条の規定に基づく許可により、採捕制限を解除して採捕することが可能となっております。これまで、この規定に基づきうなぎ養殖に必要なシラスウナギを特別採捕許可により採捕してきました。これは全国的に同様の対応となっております。 資料４６ページをご覧ください。 令和２年の漁業法改正において、悪質な密漁の対象となっている、なまこ、あわびのほか、シラスウナギが特定水産動植物に指定されたことに伴い、密漁については罰則を新設強化して効果的な密漁対策を行うこととなりました。 資料４７ページ下段の適用除外の項目をご覧ください。特定水産動植物であるシラスウナギ等の採捕は、漁業権や許可に基づいて漁業を営む場合、試験研究等のために許可を受けて採捕する場合に限られることとなりました。 このため、本県では、令和５年１２月からうなぎ稚魚漁業へ移行することとしています。 今回、第２号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について照会し、第３号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。 各議案についてご説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針についてです。資料 49 ページをご覧ください。昨年までのうなぎ種苗特別採捕許可取扱方針を基本として、方針案を作成しました。

第 1 条に目的、第 2 条から第 9 条までは許可をするに当たって公示する内容である漁業種類、漁業時期、操業区域などの制限措置を作成するための規定、許可の基準に関する規定を定めています。資料 49 ページにある第 4 条の許可の取扱基準においては、安定的にうなぎ養殖業を営むことができるよう、これまで特別採捕許可によりシラスウナギを採捕してきた者を再優先とし、その次に漁業生産力を高めるため、経験者を優先しています。資料 51 ページにある第 10 条から第 12 条には数量や漁具数の制限、第 13 条には申請手続き、第 14 条には許可をしない場合の基準を定めています。資料 52 ページの第 15 条以降は許可証の交付や報告等に関する規定を定めています。

資料 53 ページから 55 ページに別表として漁業種類ごとの漁業時期や許可をするに当たって付す条件を示しています。特別採捕許可からの主な変更点ですが、別表右から 2 つ目の列「漁業を営む者の資格」について、許可の対象者を（１）のうなぎ養殖業者や（２）の業種別組合としていましたが、（３）としてうなぎ養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者を追加しました。また、供給先については、これまでは自家用又は自組合員用に限定していましたが、別表左から 5 列目許可等の条件エにあるとおり、申請時に提出を求める事業計画書に記載された供給先とすることとしました。これらの対応は、独占禁止法に抵触しないよう対応したものです。

次に資料 54 ページの提灯たぶ及び資料 55 ページのちょうちん網において別表左から 3 列目、4 列目にある操業区域と漁業時期については、操業区域ごとに潮汐や各河川の実情に合わせた漁業時期の設定が必要となることから、各漁業権者との協議が整い、県が必要と認めた場合には漁業時期の終了日を 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に設定することを可能とする規定を追加しました。これも前述の事業計画書に記載することとしています。

次に第 3 号議案の制限措置の説明に移ります。資料 57 ページから 63 ページをご覧ください。熊本県漁業調整規則の規定により、ただいまご説明した取扱方針を基に、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定めることとなっています。制限措置は、64 ページに示している許可証の記載内容となります。また、制限措置を定める際には、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問す

るものです。

制限措置は、漁業種類ごと、操業区域ごとに定める必要があり、内水面のうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕する提灯たぶに分かれています。たも抄いと提灯たぶにつきましては、法令集の一番上のページに説明をつけておりますので参考にいただければと思います。

まず、たも抄いについて説明します。資料は57ページから60ページをご覧ください。今回、操業区域の異なる13の制限措置の公示を予定しています。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。県ホームページに公示する際には具体的な月日を記載することとします。船舶を使用する制限措置については、船舶ごとに許可をする必要があり、資料59ページの最下段の制限措置のみ2隻に許可をする予定としています。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。

資料60ページをご覧ください。許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和5年10月23日から令和5年11月2日までを予定しています。また、3備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。たも抄いについては以上です。

次に、提灯たぶについてです。資料は61ページから63ページをご覧ください。今回、操業区域の異なる7つの制限措置の公示を予定しています。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から3月31日までの連続した100日以内としています。県ホームページに公示する際には具体的な月日を記載することとしています。提灯たぶにつきましては、船舶を使用しますので、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は記載のとおりです。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。

資料63ページをご覧ください。申請すべき期間はたも抄いと同様、令和5年10月23日から令和5年11月2日までを予定しています。また、3備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

制限措置の公示後の流れですが、申請者は、別途定める申請要領に従って、申請期間中に申請書を県へ提出します。県は、犯歴照会や書類の審査後、取扱方針に記載した許可の基準に従って許可し、許可証を交付します。

以上で説明を終わります。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくこと

	も併せて、御審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
南本委員	制限措置の件ですが、５７ページですね。たも抄いについては漁業時期は１２月１日から翌年４月３０日までの１００日以内、提灯たぶについては同じ文言で連続がついていますね。たも抄いは連続が付いてないということはその年ごとに潮加減を勘案して、いつからいつまでという最初から期間を決めることとなるのですか。
水産振興課	水産振興課です。南本委員のおっしゃった通り、潮汐に合わせて毎年若干大潮の時期がずれてくるので、そこに合わせて設定していただけるという形になります。たも抄いについては、漁具がたも網一つという形になりますので現場に設置するものはないんですけれども、提灯たぶについては現場に棒杭を設置しますので、連続していないとなるとその棒杭を撤去していただければならないので、提灯たぶについては連続したという形になっています。
南本委員	その、たも抄いについてまたお尋ねですが、この期間を決めるときにはその許可者といいますか、採捕される方の意見を聞かれるんですか。
水産振興課	はい。今年度につきましては、初年度ということもありますけれども、通常海面の漁業許可では要望を伺って制限措置の公示に反映させるという形になっています。
南本委員	併せて、提灯たぶも意見を聞かれるのか。
水産振興課	操業区域ごとに制限措置を定めるにあたり、要望を伺いながら、取扱方針の範囲内で設定することになります。
南本委員	はい、分かりました。
議長	他にご意見ございませんか。
水産振興課	補足でございます。先ほどの漁業時期の設定なんですけれど

	も、申請者が希望した日というだけでなく、関係漁協との調整が取れたという前提が必要でございますので、希望すればいつでもいいということではございませんので、そこはご了解いただければと思います。
議長	他にございませんか。 無いようですので、お諮りいたします。第２号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について」、「特に意見なし」と回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第２号議案については、「特に意見なし」と回答します。 引き続き、第３号議案についてお諮りいたします。第３号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」「特に意見なし」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第３号議案については、「特に意見なし」と答申します。
	引き続きまして、報告に移ります。 報告の１中央省庁への令和６年度提案項目の検討について、事務局より説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。 座って説明させていただきます。報告の１中央省庁への令和６年度提案項目の検討についてご報告します。 まず、令和６年度提案項目の取りまとめスケジュールについて説明します。 資料は６８ページをご覧ください。作業の流れをご説明しますと、連合会事務局で作成された素案を、毎年１０月～１１月にかけて開催されます東日本、中日本、西日本の各ブロック協議会で協議し、ブロックとしての意見を、連合会へ提出します。その後、連合会で提案書（案）について協議され、令和６年度通常総会を経て、次年度の提案書となる予定になっております。なお、令和５年１１月９日、１０日に福岡県で開催される西日本ブロック協議会及び令和６年５月３１日開催予定の令和６年度通常総会につきましては、本県から江藤会長に御出席いただく予定となっております。

議長	す。 連合会事務局で作成された素案につきましては、資料 69 ページから 88 ページに掲載しております。表の見方ですが、資料 70 ページを例に説明しますと、1 行目に提案書の提案項目上段左に R5 年度提案書、上段右に R6 年度提案素案が記載されており、下段以降には左の列に令和 5 年度提案内容、中央の列に農林水産省などの関係機関からの回答、右の列に令和 6 年度提案素案が記載されています。 提案項目については、Ⅰ外来魚対策について、Ⅱ鳥類による食害対策について、Ⅲ魚病対策について、Ⅳ河川湖沼環境について、Ⅴ放射性物質による汚染対策について、Ⅵウナギの資源回復について、Ⅶ内水面漁場管理委員会制度の堅持についての 7 つ項目が予定されています。 令和 6 年度提案素案の内容について、概要をご説明いたします。 全体として、令和 5 年度の提案内容をベースとして、現状や令和 5 年度の関係省庁からの回答に合わせた整理、修正を行う形となっています。 具体的には、まず、資料 70 ページから 72 ページの外来魚対策についてですが、上段右欄をご覧ください。文章の整理、項目の統合を行うとともに、漁協へのアンケート結果に基づき、共同漁業権の件数、被害件数を修正します。資料 73、74 ページの鳥類による食害対策についても項目の整理、現状に合わせた文言の整理を行うとともに、漁協へのアンケート結果に基づき、共同漁業権の件数、被害件数を修正します。資料 75 ページから 85 ページまでの魚病対策、河川湖沼環境、放射性物質による汚染対策については、状況や回答に合わせた文言の修正、項目の統合を行います。資料 86 ページから 88 ページまでのうなぎの資源回復、内水面漁場管理委員会制度の堅持については、令和 5 年度から修正はないものとなっています。 今回、西日本ブロックの幹事県である福岡県から、素案の検討及びアンケート調査についての依頼がありました。依頼文は 89 ページに掲載しております。委員の皆様におかれましては、資料 67 ページの今年度の追加提案作成にあたっての考え方を一読いただき、資料 69 ページ、88 ページの右欄に記載の R6 年度提案素案につきまして追加や修正意見がございましたら、1 枚紙でお配りしている用紙により、9 月 29 日までに事務局へ FAX、メールでお知らせください。ご提出のありました意見につきましては、事務局で取りまとめの上、江藤会長にご確認いただき、福岡県に回答する旨、ご了解いただければと思います。 以上で報告を終わります。 ただ今事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御意見、御質問はございませんか。
----	--

議長	ございませんか。 無いようですので、報告の1中央省庁への令和6年度提案項目の検討についてを終わります。
議長	本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
議長	また、カワウが異常に発生、逃げてきよっとですよ。今のところだいたい4月10日過ぎから四国の方にカワウが行っていたようだが、それが戻ってきている。ちょこちょこ。それがまた編隊を組みよるけん、どがんかカワウ対策ができないかと思っておりますがどうですか。外来魚駆除するよりカワウの方がどがんかな、と思っている。
水産振興課	水産振興課です。こちらは漁場管理班ではあるのですが、カワウ対策は水産振興課資源栽培班が主にやっております。先日、昨月も勉強会はさせてもらって、カワウ対策の最先端の技術について普及をしているところで、非常に問題があるという強い認識を持って対応しているところであります。今、会長がおっしゃっているようにカワウが戻ってきているということなので、すぐに班の方に状況を確認するように指示をしまして、迅速に対応できるものは対応したい、というふうに考えております。会長と先日カワウ対策のことでお話をした際に、九州一帯となって広域的にやらないと他の所に逃げていく、と。抜本的な解決にはならないということがありますので、九州各県とも連携をしながらきちとしたカワウ対策ができるように今後検討していきたいと思っております。以上です。
議長	ありがとうございます。
木下委員	水産振興課にお尋ねなのですが、知事許可から令和7年で適正化法に移行しますが、何か水産庁とのやり取りの中で難しい点がありますか。
水産振興課	水産振興課でございます。 今、木下委員がおっしゃったことを少し補足しますと、令和7年からシラスウナギを流通させるにあたっては、登録された事業者が登録番号を引き継ぎまして、流通経路を明らかに誰が

	見ても分かるようにするという事で、現在あわび・なまこといったものが特定水産動植物ということで、流通の時も記録を残すということになっています。シラスウナギの本県の漁業許可におきましては、基本的にこれまで養殖業者、もしくは養鰻組合に許可をしてきたところです。その場合におきましては、それぞれの養殖池に入れるということになりますので、そこについては流通ではなく、あくまで自家消費という形になりますので、その水産流通適正化法の部分には本県の仕組みで今まで許可を受けてきた方については、自家用であればそこは何の影響もないのかなと考えております。他県の養殖業者さん、組合員さんにシラスの状態ですととなると水産流通適正化法の対応が必要になってきますが、本県の場合は今のところ影響は少ないのかな、と考えております。
木下委員	ありがとうございます。何か問題があるときは事前にお知らせいただくと水産庁は対応しますので。
水産振興課	ありがとうございます。
齊藤委員	一つよろしいですか。関係ないかもしれませんが、川の水質調査は県の方ではされていますか。昨年度は川の青ゴケが少なかったが、今年は青ゴケがまた増えているみたいで、村所の方に行けば一ツ瀬川は青ゴケはほとんど無かったんですけど、今年緑川がずっと濁っていたせいかもしれませんが、青ゴケがまたあって、鮎の生育に悪いのかなという気がしました。去年は9月14日以降、大雨で緑川が濁ったんですけど、それまでは青ゴケがなくて去年の生育は大変良かったんですね。ちょっと、その辺りで川の水質検査されているとは思いますがいかがでしょうか。
水産振興課	水産振興課でございます。河川の水質調査については、担当しているのが環境生活部の環境保全課で水質調査をされていると認識しています。大きく変わっているという話が毎年報告書が出してあるとは思いますが、緑川についてはそんなに大きく変化はないと。ちなみに青ゴケとおっしゃっているのは藻の方ですか。長くなる藻ですか。
齊藤委員	それではないんです。岩に付くんです。小さいです。

水産振興課	岩に付く緑色のですが。分かりました。
齊藤委員	そうです。それが付いたときは水質が悪いからそれが付くのかなと思っていました。
水産振興課	増水したときなどに剥がれて無くなって行って、その後すぐ鮎が食べるラン藻類が付くようになります。
齊藤委員	あれが付けばいいんですけど、青ゴケが付いたら、釣りをしてもそれが付いてきて水質が悪いのかな、と。勢いよく育つということは水質が悪いから育つのかなと思っている。それが上流の宮崎の山の中の水質の良いところでは付かない。だから、水質が悪いのかな、と。特に今年は付いているから。
水産振興課	調査結果はすぐには出ませんので、１～２年後になると思います。
堀川委員	川辺川も一緒なんですよ。非常に青のりが流れてきて刺し網ができない状態であります。それで、原因を調べても水質なのか水温なのか分かりませんので、色々勉強したいと思っています。さっきおっしゃったように、川辺川の場合は周りから２０トン以上の水が出ると苔がはがれまして、珪藻が生える。今年は水が大きいのが出ていないので余計に発生しているのかな、というふうに思っておりますが、緑川も多分そうだと思います。これは自然現象で致し方ないんですけど、我々漁業者は非常に困っている、それは事実です。
議長	他にございませんか。
水産振興課	今回、この委員会でこういうご意見がありました、ということは環境保全課にお伝えしたいと思います。
福井委員	先ほど会長がおっしゃっていた、カワウ、鳥類の食害についてなんですけど、今一番目立っているのはカワウなのかな、と前からお話を聞いて思うんですけど、今回も提案の中でサギ類とカモ類をどういうふうに書くのかという所で修正が入っているように見られまして、カモ類について被害状況が不明なためサギ類等とする、というふうに７４ページに書いてあるんですけど、その一方で回答内容として環境省がサギとカモと両方

事務局	を挙げてかなり被害が増えているという回答もあっていて、このあたりの被害状況の把握の仕方というのはどういう風になっているのかな、と。 事務局でございます。こちらの委員会の提案項目についての被害の集計なんですけど、今回付けておりませんけれども、各内水面漁協さんへのアンケートということで、資料の66ページに全国内水面漁場管理委員会連合会会長からの依頼文がありますけれども、その中の別紙の案に提案項目に係るアンケート調査ということで、各内水面漁協さんへのアンケート項目があります。その中で外来魚ですとか、カワウの被害、それに対する対策、河川環境、そういった漁業といったところのアンケート項目がございまして、今現在河川にどのくらいカワウがいるのか、食害がどの程度あっているか、捕獲などの対策をどの程度実施しているか、ということ聞き取りまして、取りまとめて、こちらの皆さまから頂いた意見とともに西日本ブロックの方に回答している、という形になります。
水産振興課	カワウの被害の話です。 会長がおかしいかと思うところがありますけれども、被害が継続、赤潮みたいな形で魚が死ぬといった形で明確に分かるわけではないので、だいたい匹数がどのくらいいるかということを見ながら推測するという形になります。カワウの成体、いわゆる大きいカワウ一羽当たり1日約500グラムぐらいの川魚を捕食しているとして、その生息数を見ながら被害金額を推定するという形でしているという風になります。基本的には我々の方で押さえているのは、先ほど言った生息数が河川毎にどれくらいいるのか、と合わせて、どれくらい駆除しているのかという数を押さえています。それ以外にもやはりねぐらであったりとか、他の要素もきちっと調べながら被害を推定していくという形になるかと思います。以上です。
議長	よろしいですか。他にございませんか。
議長	これをもちまして第357回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。